

## 寒川町行政改革推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 簡素で効率的な行政運営を目的とした行政改革を推進するため、寒川町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な助言、提言等を行う。

- (1) 行政改革における計画の策定等に関する事項
- (2) 行政改革への取り組みに関する事項
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) 町政について優れた識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開き、議決することができない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

(寒川町行政改革推進懇話会設置要綱の廃止)

2 寒川町行政改革推進懇話会設置要綱(平成16年10月19日施行)は廃止する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。